

# 奈良県医療審議会議事運営規程

(総則)

第1条 奈良県医療審議会の議事運営は、この規程の定めるところにより行う。

(司会者)

第2条 司会者は、事務局の職員がこれを行う。

(議長)

第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、委員の中から会長が指名するものがこれにあたる。

(書記)

第4条 会議の議事を記録するため書記を置く。

2 書記は、事務局の職員がこれにあたる。

(議長の宣言)

第5条 議長は、審議会の成立を宣言する。

(表決)

第6条 表決を行うとき、議長はその表決に付する問題を宣言しなけれならぬ。

2 表決は、次の方法とする。

(1) 拍手 (2) 挙手

3 表決を行った場合は、議長はその結果を宣言する。

第7条 議長は、出席した委員の中から議事録署名人2名を選任し、議事録署名人は、会議の議事録について作成された議事録に署名押印しなければならない。

(関係行政職員の出席等)

第8条 議長は、その調査審議の参考に資するため関係行政機関の職に対し、資料の提出を求め又は出席を要請することができる。

第9条 この規程に定めるもののほか、議事運営について必要な事項は会長が会議に諮って定める。

付 則

この規程は、昭和61年11月19日から施行する。